管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月二十八日

奈良県人事委員会委員長　馬　場　勝　也

奈良県人事委員会規則第一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の4級の項中

五　種	78,000円

を

四　種	87,800円
五　種	78,000円

に

改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。